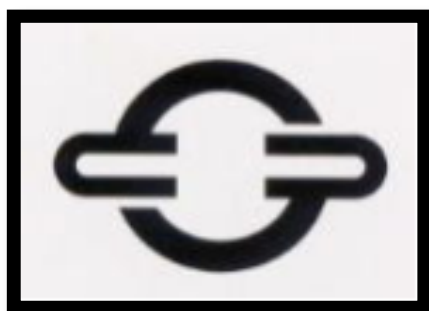


利根町「部活動の運営方針」



令和5年3月
利根町教育委員会

目次

○ 改訂に際して	1
○ 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底	2
(1) 適切な休養日等の設定	3
(2) 学校単位で参加する大会等の見直し	5
○ 2 適切な運営のための体制整備	8
(1) 望ましい運営体制の構築	9
(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	10
(3) 方針・計画・実績の公表と検証	12
○ 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備	13
(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	14
(2) 地域移行の推進	14
○ 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築	16
(1) 複数顧問制の推進等	17
(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等	18

改訂に際して

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。
- しかし、少子化に伴う学校の小規模化等により、チームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加している。また、勝利至上主義への傾倒や専門指導者の不在などを背景に、適切な休養を度外視した活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も報告されている。
- 一方、部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされており、休日の指導により休養を十分にとることができない状況も見られる。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界に来ていると言わざるを得ない現状がある。
- 今日まで続くこれらの状況を改善するには、部活動改革を含む学校の働き方改革が不可欠である。部活動改革を推進することは、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつながる。
- そこで、県教育委員会は、これまでの状況を踏まえ、中学校においては令和7年度末までに休日の学校部活動の指導に携わる教員をゼロにすることを目標に掲げ、地域移行期における当面の平日・休日の学校部活動について、県共通の運営方針を定めることとした。
- 上記を踏まえ、本町における方針を、以下の4つの柱をねらいとして策定する。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底
2 適切な運営のための体制整備
3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

【方針】

- 生徒の怪我予防，コンディション調整，パフォーマンス向上，心身の安全な育成のためには，心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとす
る医・科学的観点を最優先に考慮し，本方針に示す活動時間を遵守し，適切な活
動計画に基づいて活動する。
- 休養が身体面はもとより精神面においても重要であることについて，生徒・保
護者・教員の理解を十分に得られるよう啓発する。
- 特にジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ，望ましい活
動時間を設定する。
- 活動計画作成に当たっては，限られた時間の中で効果を上げるべく，活動する
タイムマネジメントの観点，授業を中心とした学校生活と家庭での生活のバラン
スを保つ観点，さらに，教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも，活動過
多を抑止する方向で見直す。
- 大会等の前であっても，適度な練習や練習試合等を計画せず，心身の健康を保
持するために活動時間の上限の範囲内で活動することを徹底する。全ての生徒や
チーム・団体が，一定の時間内で合理的で効率的・効果的な活動となるよう工夫
しながら練習し大会等に臨めるよう，活動を計画・実施する。
- 朝の活動は原則禁止とする。
- 休日に大会等で活動した場合に，十分に心身の疲労を回復させるため，活動し
た時間に応じて，休日を含め適切な休養日を設ける。さらに，教員も十分に休養
が取れるよう勤務日の振替を柔軟に行えるようにする。
- 大会参加については，生徒が取り組んできた成果を発揮する場であることや，
保護者や地域からの期待を踏まえた上で，勝利至上主義に陥らず，学習面と両立
でき，かつ心身の負担が過度にならない範囲において，適切な休養や，自らの活
動を振り返り次の練習等に生かすなどのサイクルを維持できるよう，参加大会数
を精選する。
- 教育委員会は，活動時間の上限や休養日の設定が遵守されていない場合には，
生徒や教員の心身を守るために，必要な指導を行う。

【具体的方策】

（１）適切な休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

- １日当たりの上限及び１週間当たりの上限を以下のとおりとする（練習試合や大会等の当日を除く）。

平日	休日	週計
２時間（上限）	３時間（上限）	１１時間（上限）

- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

- 休日に、練習試合や大会等により、休日の１日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、１日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定し、活動の上限時間を遵守した活動を実施する。

- 活動時間は以下のとおりとする。

活動時間	活動時間外
・心身の活動を伴う活動 ・試合前・間・後のミーティング ・大会の補助員 ・他の試合の観戦や演奏の鑑賞等 ※指導者の指示で行う場合	・昼食 ・集合場所までの移動 ・他の試合の観戦や演奏の鑑賞等 ※自らの意思で行う場合

※ 移動や、大会での待機時間等も、競技の特性や活動内容、環境条件などにより様々であるため、生徒の心身の負担の程度を考慮して判断すること。

イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。

- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合のみとする。

※ 例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

ウ 休養日の設定

- 以下のとおり、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。

平 日	休日（土・日）	週 計
1日以上	1日以上	2日以上

- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- 教育委員会は、部活動共通の休養日を以下のとおり定める。

- ・ 8月13日から8月15日
- ・ 11月13日（茨城県民の日）
- ・ 12月27日から1月 3日
- ・ 学力テストの3日以上前から

- 校長及び部顧問は、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

エ 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。
- 県の中体連は、顧問が競技等の専門性を有しない学校部活動に対して、競技等ごとに、競技等の特性に応じた休養の目安等を含む適切な運営方法について指針を作成し提示するとともに、顧問を対象とした研修を継続的に実施する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。
- 教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について確認し、適切な運用のために必要な指導を行う。

《参考》活動計画例

※ ○数：時間，練：練習，休：休養日，振：振替，試：練習試合等，大：大会等

1 平日の活動計画例 ※平日の活動時間上限：1日2時間／週計11時間，休養日：1日以上

○ 通常の活動例

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	休	練②	練②	練③	休

※ トレーニング効果を高めるため，2～3日ごとに休養日を設定する。

○ 平日の大会参加等で活動時間が長くなった場合の例

月	火	水	木	金	土	日
練②	練②	大⑥	休	休	練①	休

→週の上限11時間の範囲内で活動する（週の活動時間上限11時間の原則）。

（水曜日までで10時間活動したため，木・金は必然的に休養日となり，土曜日は1時間以内の活動となる。）

2 休日の活動計画例 ※休日の活動時間の上限：1日3時間／週計11時間，休養日：1日以上

○ 練習試合等で1日の上限3時間を超過

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	試⑥	休	振	休	練③	休

→第2週の超過分3時間を第3週に振替えて休養日とする（休日超過分は休日振替の原則）。

○ 大会等に2日間連続で参加

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練③	休	大③	大③	振	休	練③	休

→第2週の土・日の両日に大会に参加したため，第3週は両日とも休養日とする。

○ 大会等を2日間連続で実施，かつ上限を3時間超過

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
大⑥	大⑥	振	休	振	休	振	休

→第1週の土・日の両日に大会に参加し，かつ，上限を9時間超過した。超過した9時間分（3時間×3日）を第2週～第4週の週末に振替えて，いずれの週末も休養日とする。

○ 公式大会等で上位大会に進み、上位大会が1か月以内に控えている場合

・調整の必要から生徒が希望する場合、校長の判断及び責任により、平日に休養日を振替

週	月	火	水	木	金	土	日	計
第1週	練②	練②	休	練②	練②	地区⑥	地区⑥	20 時間
第2週	振	振	休	練②	練②	練③	休	7 時間
第3週	振	振	休	練②	練②	練③	休	7 時間
第4週	練①	練②	休	練②	練②	県⑥	県⑥	19 時間
第5週	練②	練②	休	練②	練②	振	休	8 時間
第6週	練②	練②	休	練②	練②	振	休	8 時間
第7週	練②	練②	休	練②	練②	振	休	8 時間
合計	9 時間	10 時間	0 時間	14 時間	14 時間	18 時間	12 時間	77 時間

※ 上記の表では、地区大会が始まる第1週から県大会後の第7週までで、「合計 77 時間」（7週間分の活動上限時間）の活動が計画されている。

2 適切な運営のための体制整備

【方針】

- 部活動のこれまでの成果を踏まえた上で、生徒のニーズの多様化、ICT活用や主体的・対話的で深い学びの実施に伴う指導観の転換、教員の時間外勤務縮減等の課題に対応するため、今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置づけや運営について果敢な見直しを行う。
- 部活動の企画・運営に当たっては、危険を伴う場面を除き、スチューデント・ファースト、プレーヤーズ・ファースト、アスリート・センターの精神に基づき、部顧問主導の活動を行うのではなく、可能な限り生徒が自らが活動計画等を立案し、運営し、振り返るサイクル（PDCAサイクル）での運営体制を構築する。
- 部活動は、自主的・自発的な参加による活動であり、参加費や旅費等については本来受益者負担が原則であることを踏まえ、生徒会・PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当する場合、部活動に加入していない生徒とその保護者に対し、入会前に十分に説明し理解を得るとともに、配慮した取扱いとなるよう仕組み等を見直す。
- 部活動は、教育課程外の活動であることから、教育課程内の特別活動である生徒会の組織内に位置づけられている学校においては、生徒会とは別の加入生徒で構成する部活動組織の構築など、必要な見直しを行う。
- 勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や部員間でのいじめ等を根絶する。そのために、校長及び教育委員会は、必要な指導や研修を行う。
- 生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、スポーツ医・科学の観点からアスレティックトレーナーを含む有資格者などの専門性の高い人材を招いて、研修を計画・実施することが望ましい。
- 教育委員会は、各学校における部活動の活動状況及び改革状況を定期的に調査して検証し、必要な支援・指導を行う。

【具体的方策】

（１）望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置づけられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- P T A・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、P T A・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。
- また、地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

ウ 部顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援・指導を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修の設定

- 教育委員会、学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質向上を期して、必要な研修の機会を設定する。
さらに、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問に対しても、研修の機会を設ける。
- 学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が 31℃ 以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

- 中体連、教育委員会及び校長は、高温や多湿時には、大会や練習試合、練習等について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況等）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

- 教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援・指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」に則り、「町運営方針」を策定する。
- 校長は、「県運営方針」及び「町運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

①年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
②毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
③毎月の活動実績	活動日時・場所、休養日、大会参加実績等

- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。
- 教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式の作成等により校長及び部顧問を支援する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握したり、部活動運営チェックリストを適時活用したりして、必要な支援・指導を行うなど適切な運用を徹底する。
- 教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援・指導を行うなど適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

【方針】

- 部活動には、競技志向やレクリエーション志向のほか、体を動かしたい、様々なスポーツを体験したい、文化・芸術を楽しみたい、自主的に運営を経験したいなど様々なニーズのある生徒が混在し、ひとつの学校内でそれら活動種目や志向など一人一人のニーズを満たすことは難しい。また、学びやキャリア形成につながる部活動以外における探究的な活動など、授業以外での生徒のニーズも多様化しており、これらに柔軟に応える体制を社会全体で整備することが必要である。
- 多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、学校においては、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じることが望ましい。
- その際、既存の部活動以外に、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場が地域等に設定されるよう働きかけるとともに、学校内の生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるように理解を促す必要がある。
- さらに、生徒が希望する競技や分野の活動に参加することができ、かつ、希望する志向に応じて専門的な技術指導等を受けることができる環境を整えるには、地域移行を推進することが急務である。
- ただし、部活動が学校生活の支えとなっている生徒がいることも事実であり、完全移行までの間は、部活動指導員や地域クラブの指導者と学校の顧問との連絡調整を含め、部活動が担っていた教育的機能を地域が円滑に引き継いでいけるよう、生徒や地域を支援する必要がある。

【具体的方策】

（１）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度の負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

（２）地域移行の推進

ア 段階的な地域移行

- 学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和５年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。
- 令和５年度から７年度までを地域移行の改革推進期間とする国の提言を踏まえ、本町では、令和７年度末を目途に、休日の部活動を町地域クラブ活動「すぽかるとね」に移行し、休日に部活指導を行う教員がゼロとなることを目指す。

イ 部活動時間の縮減等

- 教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。

併せて、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。

- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 県教育委員会は、希望する教員が移行後の地域クラブでの指導を行うための仕組みとして、兼職兼業に係る許可条件や基準等について別途要項を定め、県立学校の教員に対して、別途要項に基づき、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。

- 町教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、町立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。

- 学校は、町地域クラブ活動「すぽかるとね」や、その指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

【方針】

- 教員の時間外在校等時間縮減とあわせ、部活動数の精選・適正化を進め、生徒の安全を確保した上で、複数顧問交代により単独で指導する原則を徹底する。
- 部活動指導は、勤務を要しない休日等を含め、必ずしも教員が携わる必要のない業務であること等の理由により、教員を複数配置できない場合においては、部活動指導員の活用が望ましい。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する必要がある。
- 部活動指導員の採用に当たっては、日本スポーツ協会等による有資格者であることを要件とすることや、資質の向上を図るための研修を実施する。また、部活動指導員が配置されている場合は、大会引率に当たって、可能な限りこれを活用する。
- 専門の指導者を必要とする危険を伴う場面を除き、動画教材や動画配信を活用するなどして生徒自らが活動計画を立てて実践し、保護者等が見守るといった運営方法についても検討する。
- 公式大会等以外の地方大会については、大会数を精選する。併せて、大会等の運営のための会議は、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- 大会等の運営については、教員によらない体制の構築が急務であり、関係団体や地域クラブ、保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけていく。
- 地域移行した場合の兼職兼業とあわせ、関係団体や大会等の役員業務についても含む管理を整理し、手続きを徹底する必要がある。

【具体的方策】

（１）複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営ができるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代制による単独指導の原則を徹底する。

イ 部活動指導員の活用

- 教育委員会は、生徒や教師の数、公務分掌の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。

また、任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後において継続的に研修を行う。

ウ 外部指導者の活用

- 校長は、人格・指導面において優れていると認めた人物を外部指導者として委嘱することができる。外部指導者は、部顧問と共に専門的技術指導に当たることができるが、単独での指導や生徒の引率等を行うことはできない。詳細については、学校における「学校の部活動に係る活動方針」において、別途定める。

エ 休養日の振替の徹底

- 校長及び部顧問は、「１―（１）適切な休業日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。
 - ・休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。
 - ・休日に大会等への参加により連続して活動した場合、休養日を他の休日に振替える。

《参考》 複数顧問制・部活動指導員・外部指導者活用の事例

① 1日ごとに交代

月	火	水	木	金	土	日
教員A	教員B	休	教員A	教員B	教員A	休

② 平日前半後半で交代

前半	後半
教員A	教員B

③ 部活動指導員活用

月	火	水	木	金	土	日
教員A	指導員	休	指導員	教員B	指導員	休

④ 外部指導者活用

月	火	水	木	金	土	日
教員A	教員B 外部指導者	休	教員A	教員B	教員A 外部指導者	休

※ 外部指導者は、単独で指導をすることができないことに留意すること。

（２）大会等の運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営の在り方の見直し

- 中体連は、大会の組み合わせや打合せ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- 中体連は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人財の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築すること。

イ 役員業務に係る服務管理の整理

- 県教育委員会は、教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及び服務管理について別途整理する。